

枚方市条例第 2 号

枚方市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

枚方市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年枚方市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「50歳未満」を「55歳未満」に改める。

第6条第2項第2号に次のただし書を加える。

ただし、一時的な転住に該当するときを除く。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 団員が休団をしたときは、休団をしている期間については、年額報酬を支給しない。

6 年度の途中において休団をし、又は休団から復帰した場合における第3項の規定により支給する額は、年額報酬の額を12で除して得た額に、当該四半期における休団をしていない日が1日以上ある月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、50銭未満はこれを切り捨て、50銭以上はこれを1円に切り上げた額）とする。

第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条の前の見出しを削り、同条を第10条とし、同条の前に見出しとして「（服務規律）」を付し、第8条の次に次の1条を加える。

（休団）

第9条 団員は、一時的な転住、育児、介護その他の理由によりやむを得ず相当の期間にわたって消防団の職務に従事することができないときは、3年を超えない範囲内で職務に従事しないこと（以下「休団」という。）ができる。

2 団員が休団をしようとするとき又は休団をしている団員が復帰しようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。

附 則 [令和5年3月7日公布]

この条例は、公布の日から施行する。